

# 意見公募要領

## 1 意見募集対象

福岡県中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例施行規則案

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる規則案（概要等の参考資料を含む。）については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）の「意見募集」欄に掲載するほか、商工部中小企業振興課にて閲覧に供します。

## 3 意見提出方法

意見書欄に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けしません。

### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[tshinko@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:tshinko@pref.fukuoka.lg.jp)

商工部中小企業振興課金融係担当 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合わせください。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

### (2) FAXを利用する場合

FAX 番号：092-643-3427

商工部中小企業振興課金融係担当 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

### (3) 郵送する場合

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

商工部中小企業振興課金融係担当 あて

### (4) 持参する場合

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

県庁南棟7階 商工部中小企業振興課金融係担当までご持参ください。

## 4 意見提出期限

令和4年6月26日（日曜日）午後5時まで（必着）

## 5 留意事項

- (1) 提出していただく意見は、日本語に限ります。
- (2) 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- (3) 郵送又はFAXの場合には、別途、意見の内容を保存した磁気ディスクの提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた磁気ディスクについては返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 提出されました意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県庁ホームページに掲載するほか、商工部中小企業振興課において閲覧することができます。
- (5) 意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）その他の情報は公表する場合があります。公表するに当たって、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- (6) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (7) 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 6 問い合わせ先

商工部中小企業振興課金融係（092-643-3424）